

紙幣減価論の擁護（III）

井汲明夫

目次

序

I 金属流通下における貨幣の機能

1. 價値尺度、價格の尺度基準

付論 マルクスにおける「價格の尺度」の用例

2. 流通手段、とくに流通貨幣量

II 金属流通停止下における貨幣の機能

1. 紙幣流通、とくに紙幣の流通量

（以上10巻1号）

2. 紙幣の過剰流通

（以上11巻：開学十周年記念論文集）

3. 紙幣減価と物価騰貴

III 富塚氏のマルクス批判への批判

1. 紙幣減価論とインフレーション論

2. 紙幣減価と價格の尺度基準（その1）

（以上本号）

紙幣減価と價格の尺度基準（その2）

3. 紙幣減価と物価騰貴の名目性

4. 結び

3. 紙幣減価と物価騰貴

さきに述べたように、紙幣の過剰とは、名目的必要金量が内的必要金量を越えた場合をいうのであるが、紙幣の流通量は、この名目的必要金量と額面において等しいわけである。名目的必要金量とは、紙幣の流通量の別名にすぎない

い。このように内的必要金量を紙幣の流通量が越えた場合に、商品価格は、平均的には、紙幣が過剰となった割合だけ騰貴するのだが、この場合、商品流通の他の事情は金属流通の場合と変わらないと前提して考察している。この紙幣の過剰流入の結果を見るならば、紙幣はその額面においては内的必要金量を越えて流通し、現に流通額に見合った——流通額に流通回数を乗じただけの——商品の価格を実現しているのだから、流通必要金量が現実に増大したかにみえるのだが、それにもかかわらず、この過剰に流通している紙幣の総額は内的必要金量が果し得た以上の機能を果し得たわけではない。紙幣は流通手段としての金の機能から発生し、その金の機能をのみ代理するのだから、結局のところ、ちょうど内的金量が機能し得ただけの機能を代理し得たにすぎず、決して名目的必要金量として表われる金量の果し得る機能を代理し得たのではない。紙幣はいくら流通しても、その名目にかかわらず、もし紙幣が流通しなかったならば流通したであろう金量をしか代理できないのである。

そこで、たとえば流通紙幣量が4,000万ポンドで内的必要金量が2,000万ポンドであったとするならば、2,000万ポンドの紙幣が過剰に発行されたことを基礎として物価は平均して2倍に騰貴するわけである。そこで、この4,000万ポンドの紙幣が実際に代表しているのが2,000万ポンドの金でしかなければ、これは2,000万ポンドの金が4,000万ポンドと呼ばれるようになった場合とその結果においては同様である。ポンドという貨幣名は今では以前の半分の金量をしか表わしていないに等しく、従って個々の紙幣が流通で代表している金量は、紙幣の名目額にかかわらず事実上2分の1に低下しているのである。このように同一の貨幣名が表わす金量が半減したということは、価格の尺度基準が2分の1に切り下げられたこととその結果においては同様である。しかし価格の尺度基準が切り下げられたこととまったく同一なのではない点に注意しなければならない。商品に観念的に等置される金量は、たとえば、ある瞬間に総額4,000万ポンドであるが、この4,000万ポンドを実現するために流通する紙幣は4,000万ポンドの額面にかかわらず、実際には2,000万ポンドの金の機能をしか代理していない。すなわち実際には2,000万ポンドの価格をしか実現してい

ないに等しい。この結果からみれば、商品に觀念的に等置された金量も實際には2,000万ポンドにすぎなかつたのと同じであるから、ここでも以前の2,000万ポンドが4,000万ポンドと呼ばれるようになった場合と事實上等しく、これは価格の尺度基準が2分の1に切り下げられた場合と事實上同様なのである。つまり、紙幣の代表金量が2分の1に低下したことから逆算すると、価格の尺度基準が2分の1に切り下げられた場合と同様なのであり、このことは決してこの2分の1に切り下げられた価格の尺度基準が、貨幣が価値尺度として機能する際に必ず存在しなければならない価格の尺度基準として機能しているということを意味しない。なぜなら、価格の尺度基準は事實上の切り下げが行なわれる前に、商品の価格設定の時点ですでに機能しているのだから、それが現実に機能する価格の尺度基準である。この現実に機能する価格の尺度基準は、金属流通が停止された直後には、停止される直前に機能していた価格の尺度基準であろう。しかし紙幣の過剰流入により価格の尺度基準の事實上の切り下げが行なわれるに従って、この現実に機能する価格の尺度基準もまた切り下げを余儀なくされるであろう。⁽¹⁾しかしこの場合もまた、上の「事實上の価格の尺度基準」⁽²⁾が現実の「価格の尺度基準」として機能するわけではない。

価格の尺度基準は、その機能を果し得るためには誰の目にも明らかなものとして現象していかなければならないが、上でいう、紙幣の代表金量から逆算された「事實上の価格の尺度基準」は、理論的にのみ知ることのできる「理論的価格の尺度基準」にすぎず、誰の目にも明らかなものとして現象するということはない。なぜなら、紙幣は金を實在的に代位しているのではなく、ただ機能的にのみ代位しているのだから、紙幣の代表金量は紙幣が一定の割合で實在の金と交換されることを示しているのではなく、従って一定の實在の金量としては表わされておらず、それゆえにある貨幣名が示す實在の金量というものを知ることができず、そこから一定の価格の尺度基準を知ることもまたできない。いわゆる「金価格」には、紙幣と金との實在的同一性が表われているが、それにもかかわらず、上に述べている紙幣の代表金量を直接に表わすものとしてこの金の市場「価格」⁽³⁾があるわけではない。

他方では、内的必要金量は、そのようなものが存在するということが理論的に知られるにすぎないのであり、具体的にある金量として存在しているわけではない。それゆえに内的必要金量を具体的な数量として知ることができるのでないから、この内的必要金量を紙幣の流通量がどれだけ越えているのかという数量も具体的には正確に知ることはできないのである。しかも内的流通必要金量は不斷に変動しているからなおさらである。⁽⁴⁾われわれが知り得るのは、ただ、紙幣の排他的流通下では金属流通下では発生し得ないような紙幣の過剰流入が発生し得るから、名目的必要金量として表われる紙幣の流通量と、紙幣の排他的流通という条件のみをはずした場合、すなわち金属流通であったならば流通したであろう内的必要金量との間には乖離が起り得るということにすぎない。このように紙幣の過剰流入の割合を正確に知ることはできないから、この面からも紙幣の代表金量を正確に知ることもできない。従ってこの代表金量から逆算する「理論的価格の尺度基準」すなわち「事実上の価格の尺度基準」は具体的な数量としては存在し得ないから、誰の目にも明らかなものとして現象することもない。

すなわち「事実上の価格の尺度基準」とは紙幣の代表金量の別の表現にすぎず、ただここでは諸商品の価格が、価格の尺度基準が「事実上の価格の尺度基準」に変更された場合と同様に——物価騰貴の過程においてではなく、その平均的な結果において同様に——騰貴するからそのようにいいうのであって、この限りでは「価格の尺度基準」といってもそれは比喩的な表現にすぎず、現実に機能する価格の尺度基準なのではない。ところで、たしかに紙幣の代表金量の減少それ自体は現実に機能する価格の尺度基準の切り下げではないが、しかし先に述べたように、一方で価格の尺度基準が切り下げられた場合と同じ結果が生じている時に、現実に機能している価格の尺度基準がそのことから無関係であり得るはずはないであろう。紙幣の代表金量を表現している「事実上の価格の尺度基準」とは別に存在していると考えられる、この現実に機能する価格の尺度基準は、一般にはどのような形で存在しているのであろうか。

現実に機能する価格の尺度基準、すなわち「機能的価格の尺度基準」は、貨

幣名がある金量と結びついているものとして現象しているところに存在し得るが、そのようなものとしては、いわゆる「金価格」が存在するだけである。「金価格」には紙幣と金との実在的同一性が、誰の目にも明らかなものとして表われている。紙幣はその時の「金価格」で金を「購買」し得ることによって現実の金と結びついている。すなわち「機能的価格の尺度基準」は「金価格」という表現様式で存在している。ところで先に述べたように、「金価格」は紙幣の代表金量とは無関係ではないとはいえ、それを直接に表わしたものではなく量的にも異なっているので、「事実上の価格の尺度基準」は「機能的価格の尺度基準」——すでに機能してしまった「機能的価格の尺度基準」ではなく、紙幣減価の結果としての、これより機能する、あるいは機能しつつある新たな⁽⁵⁾それ——と等しい大きさではあり得ない。けれども「事実上の価格の尺度基準」は、新たな「機能的価格の尺度基準」の大きさを間接的にではあるが規定している。

他方では、競争を捨象すれば、「金価格」は紙幣の代表金量を正確に反映するといえる。そこで、競争の影響が相殺される長期的平均値としては、「金価格」は紙幣の代表金量を示している。すなわち、平均的法則としては、新たな「機能的価格の尺度基準」は、「事実上の価格の尺度基準」と等しい大きさになる。けれども、価格の尺度基準はその本来の機能においてすぐれて現象的なものであるから競争を排除できず、「金価格」の変動に伴なって変動する現実の「機能的価格の尺度基準」は、やはり紙幣の代表金量を正確には反映していない⁽⁶⁾のである。このようにして、間接的にではあるが、紙幣の代表金量の減少は、結局は「機能的価格の尺度基準」の切り下げをもたらすのである。なお、「機能的価格の尺度基準」といっても、それは本来の価格の尺度基準のように固定された量として確定されているものではなく、不斷の変動にさらされているものであるから、その機能を十全に果し得るものではなく、それはただ、本来の価格の尺度基準が存在し得ない紙幣の排他的流通下での、価格の尺度基準の代理物にすぎない。

金属流通が停止された時点では、「機能的価格の尺度基準」は、金属流通が

停止される直前の価格の尺度基準であろう。ある時間的経過のうちに紙幣の過剰流入が起き、紙幣の代表金量はやがて、たとえば2分の1に減少し、物価は2倍に騰貴する。この時点に至れば「事実上の価格の尺度基準」は2分の1に切り下げられており、もし競争による攪乱的要因がなければ、いわゆる「金価格」は2倍に騰貴し、「機能的価格の尺度基準」も2分の1に切り下げられるであろう。そしてこれからは、この「機能的価格の尺度基準」が価格の尺度基準として機能し、再びある時間的経過の後に新たな「機能的価格の尺度基準」が生れるであろう。競争を考慮に入れるならば、事態はいくらか異なるであろうが、平均的法則の持つ意味を明らかにするという本論の目的からすれば、競争については、原則として立ち入った考察を行なうことはできない。

このように、紙幣は同一の額面を維持しながら、その過剰流入により自己が流通で代理する金量、代表金量を減少させる。紙幣の価値は紙幣の代表金量の価値であるから、この金量の減少に伴なって価値も減少する。このように、紙幣の過剰流入に起因する代表金量の減少に伴なう紙幣価値の減少が、紙幣減価である。金自身の価値減少に伴なう紙幣価値の減少は、一般には紙幣減価とはいわない。

一般的にいえば、金属流通下で商品価格が全般的に騰貴している場合、金は商品に対して相対的に価値が下がっているといえる。しかしこの物価騰貴は、同一の貨幣名称、ポンドならポンドが表わしている金量にいささかの変化を与えるわけでもない。金が紙幣のように減価するということはない。また、本論では直接に問題にしない兌換銀行券の場合も、たとえば10ポンドの銀行券が常に10ポンドの金と兌換される限り減価することはない。摩滅による铸貨の価値減少は、同一の額面の铸貨の金量の減少による価値減少であるが、それは金量の直接的減少に起因するものであり、铸貨の過剰流入に起因するものではない。

ところで紙幣の過剰流入についていくらか具体的に考えてみると、紙幣の過剰流入による減価が金価格の騰貴をもたらすまでにはそう長い時間を要さないであろうから、紙幣減価は実際には可成小さざみな減価の連続として表われるであろう。そこである期間における減価の大きさは、この小さざみな減価の累

積である。同様に紙幣の過剰も、過剰とその小ささみな解消の連続として起こるであろう。そこである期間における過剰の大きさは、この小ささみな過剰の累積である。決して小ささみな解消の累積、すなわちゼロなのではない。問題は、ある期間に紙幣がどれだけ過剰に流入したのかという点にある。この問題には、さらに後に触れるであろう。

商品価格が変動する場合、商品に観念的に等置される金量が変動する場合と、その金量が変動しない場合がある。前者の場合を実質的変動と呼び、後者の場合を名目的変動と呼ぶ。

紙幣が過剰に投入されることに基づいた価格騰貴では、商品に観念的に等置された金量は増大しているが、それにもかかわらず紙幣の代表金量の減少によって、商品に事実上等置されている金量は、価格が騰貴する以前と変わなかつたのである。すなわち価格の尺度基準が事実上切下げられた場合と、その結果において等しい。従って、紙幣減価に伴なう物価騰貴は事実上、名目的物価騰貴である。この物価騰貴の名目性のうちには、国家は強権によつていくらでも紙幣を流通に投入することができるけれども、その強権は、新たな価値を創造し価値法則を止揚しうるものではないこと、せいぜい、価値法則に紙幣減価による物価騰貴という特殊な貫徹形態を与えるにすぎないことが示されている。

このように、紙幣がその額面において内的必要金量を越えて流通しても、結局、流通紙幣量はこの内的金量をしか代表することができないのである。こゝに、紙幣の排他的流通下で直接に流通必要金量として表われる金量を名目的とし、他方現実に流通しもしないのに、紙幣が流通しなければ流通したであろう金量を内的とした理由がある。この内的金量は、何ら現実の金が流通しないのであるから実在の金量ではなく、その存在はただ理論的にのみ知ることができるのであるが、それが紙幣が現実に代位しうる金量であるという意味において単なる理論的金量なのではない。このように紙幣過剰による需要の増大は、結果としては単に外面向的なものにすぎなかつたのであり、商品価格の騰貴も名目的なものにすぎなかつた。もちろん、このように抽象理論的にとらえられた平均的結果ではなく、具体的な物価騰貴の過程では、名目的な物価騰貴と実質的

な物価騰貴とを判然と区別することはできない。というのも、先に述べたように紙幣が過剰である割合を具体的に知ることはできないし、さらに現実に紙幣が過剰に流入する過程では、理論的考察において仮定したような、商品流通の他の事情は金が流通した場合と変わらないということはあり得ず、流通速度なり商品の流通量なりに必ず影響が出るからである。いわゆる「金価格」もまた、現実には様々な要因によって変動するので紙幣の代表金量を正確に反映しているものではないこともすでに述べた。

こうして我々は、紙幣減価に起因する物価騰貴を、現実には、ただ一般物価の騰貴の傾向、及び「金価格」の騰貴の傾向の中のみ知ることができる所以ある。すなわち「金価格」が物価に平行して騰貴しているとか、好況局面ではあるが好況騰貴にしては上がりすぎるだとか、不況局面であるのに物価はさして下落しないとか、あるいは逆に騰貴すらしているとか、その他の様々な傾向から、この物価騰貴の要因には紙幣減価が含まれているとか、主たる要因は紙幣減価であるとかみなすのである。⁽⁷⁾もちろん、統計的手法を用いて物価騰貴の種々の要因を識別することは可能であろうから、物価騰貴のうちで紙幣減価に起因する割合を近似的に識別することは可能であろう。

最後にいさか特殊な問題であるが、「金価格」が人為的に固定された場合について簡単に述べてみたい。もし「金価格」を人為的に固定すれば、紙幣減価が「金価格」にまったく反映され得ない事は自明である。この場合紙幣減価によって一般的商品の価格は騰貴しているのに、「金価格」だけが低く抑えられていれば、金生産者は一般的商品に対して金を価値以下で引渡すことになり、不等価交換を強制されることになる。その結果、生産性の低い、すなわち個別価値の高い金を生産する金山は採算のとれないものとなり生産を中止せざるを得なくなり、生産性の高い、すなわち個別価値の低い金を生産し得る金山だけが生産を続行できることとなる。これは価値についてだけみれば、金の生産性が一般に上昇して金の価値が下落した場合と同じであるが、金の生産量は相対的に減少するであろう。このようにして、紙幣減価にもかかわらず「金価格」を人為的に固定すれば、金価値の下落が引起されるであろう。価値法則は

このように貫徹する。ところで、この場合の紙幣減価による名目的物価騰貴はその概念に一致しない側面を持っている。すなわち、まず紙幣の価値は紙幣の過剰流入によって減少するが、金の価値の下落によって結果としては紙幣の代表金量は紙幣価値が減少する以前と同じになるので、紙幣の価値の減少は代表金量の減少による「減価」ではなくなってしまい、金自身の価値の減少によるものとなってしまう。また物価騰貴の際商品に等置される金量も、金の価値の減少により、結果としては実質的に不变ではなく増大してしまい、実質的物価騰貴と同じ結果になってしまう。この問題にはいま問題点の指摘以上に立ち入ることはできないし、それ以上の必要もないと思うが、上のことから早急に、この場合の物価騰貴は金価値の下落に起因する実質的なものであり、紙幣は減価していないという結論を出すことはできない。⁽⁹⁾

以上で私の理論の展開を一応打ち切り、再び富塚氏のマルクス批判の検討に移りたい。

- (1) 本誌11巻 S.198 および S.203 注(10) 参照。そこで説明では、現実に機能する価格の尺度基準（後に述べる「機能的価格の尺度基準」）が、金属流通が停止される直前の価格の尺度基準であるのは、紙幣流通の全期間にわたってあるかのように述べたが、その点については今回述べているように訂正したい。なお、同所で「マルクスが想定していた状況は、おそらく、一時的な金属流通の停止」であろうと述べたが、以下でもこの前提に立って考察している。従って、以下で述べている「機能的価格の尺度基準」がそのまま現代でも機能していると考えているわけではない。しかし現代の問題について考察するための理論的基礎とはなりうるであろう。
- (2) 私のいう「事実上の価格の尺度基準」は通常用いられているよりも狭い意味しか持っていない。私のいう「事実上の価格の尺度基準」に、私のいう「機能的価格の尺度基準」を加えたものが、通常用いられている「事実上の価格の尺度基準」に近い概念である。なお「事実上の価格の尺度基準」の存在はただ理論的にのみ知り得るので、私は「理論的価格の尺度基準」とも呼んでいる。
- (3) ここには、金と紙幣との機能的同一性と実在的同一性の量的な分離がみられる。この分離が「価格の尺度基準」に対して持つ意味についてはすぐ後に述べる。
- (4) さらに、流通紙幣量の変動は内的必要金量の変動とは独立に起り得るから、紙幣の代表金量は固定され得ない。
- (5) 念のためにいえば、「事実上の価格の尺度基準」は、本来、すでに機能してしまった「機能的価格の尺度基準」との対立関係で存在する概念である。

- (6) 「金価格」が需給関係の変動により、短期間に大きく動く場合には、この「金価格」が「機能的価格の尺度基準」であることは不可能であろう。従って「金価格」が「機能的価格の尺度基準」として機能するという規定も、さらに厳密に考察する必要があるが、今はその余裕はない。
- (7) 下落の程度が緩和されたのは、緩和された分だけ騰貴の要因が働いたからであり、相対的には騰貴したのである。そこで現象的には下落の場合でも、騰貴の要因が働いていれば紙幣減価による騰貴であるとして述べた。
- (8) たとえば、信用制度を考慮に入れた上でではあるが、三宅義夫氏は、「通貨価値……の低下が目につく場合……をインフレーションという。」とし、その「目につく」程度に関しては、「全都市消費者物価指数」が数年間連続して、一年物の銀行定期預金の利子率……を上回る上昇をつけ」ており、不況局面にはこの利子率をいくらか下回るとはいえ、なお「景気の好況局面、不況局面を通じていちじるしい上昇を示している」場合をあげている。（三宅義夫『日本銀行とインフレーション』『経済評論』第15巻第10号、日本評論社 1966年9月掲載 S.9）なお、これは事実上、次に述べる、「金価格」が人為的に固定されている場合の、インフレーションの目安であると考えてよいと思う。ただし、三宅氏はそのように意識して述べているわけではない。なお、インフレーションと紙幣減価の相違については後に述べる。
- (9) この「金価格」の人為的固定の問題も、現代の問題を考察するための理論的基礎として簡単に考察したのであり、これをもってただちに現代の問題に適応できるわけではない。

III 富塚氏のマルクス批判への批判

1. 紙幣減価論とインフレーション論

商品価格の騰落運動は、現象的には、ほとんどの場合、商品の供給とそれに対する需要の相互関係の変化に起因するものとして表われる。無政府的生産の下では、これが通常の物価変動である。需給関係の変動に起因するものとして現象しない場合というのはごく限られた場合であり、価格の尺度基準が先行する事実上の切り下げなしに法律的に切り下げられた場合とか、いわゆるデノミネーションの変更の場合とかである。

需要が相対的に増大すれば商品価格は騰貴するし、供給が相対的に増大すれば商品価格が下落することは誰にでも知られていることである。しかしそのことは、商品価格の動搖はある点を中心価格として起ることを知り得るにしても、その中心的価格自体はどのようにして決定されているのかを知ることはできない。この中心的価格自体は需給変動による価格変動の中にのみ存在し得るにしても、この中心的価格を決定している法則を明らかにするためには、需

要と供給の不均衡関係が価格に及ぼす影響を捨象して考察しなければならない。すなわち、競争論の領域である需給問題は商品の価値を規制する法則を明らかにする場合は捨象しなければならない。しかしそのことは、現実の物価の騰落運動が商品の価値量の変動に起因して起る場合ですら、現象としては需給の不均衡に起因する価格の騰落運動として表われ、むしろ価格の中心点を規制する法則自体が、こうした価格の騰落運動を通じてのみ成立し得ることを何ら否定するものではない。需給の作用がなければ、上記の法則=価値法則自体が成立し得ないのである。このように、価値法則を明らかにする場合、需給関係、すなわち競争を捨象して考えることは、マルクスが『資本論』において用いた科学的方法であった。

紙幣の排他的流通下における特殊な物価騰貴現象を明らかにする場合も同様に考えなければならない。紙幣の過剰流入による紙幣減価に基づく商品価格の騰貴もまた、先に述べたように、現象的には需要の増大による物価騰貴現象としてのみ表われ、この現象は常にある局面——複数である場合もある——より始まって、時間の経過と共に商品流通の全分野に波及して行く。しかしながら、この物価騰貴を引き起し、またそれが最終的にはどの程度に落ち着くのかを規制する法則は競争の外部にあり、この法則自体は商品の需給関係をいくら眺めまわしても明らかとはならない。こうした特殊な物価騰貴は、国家が紙幣をいくらでも発行できること、紙幣の金に対する関係がただ単に流通手段としての機能上の代理関係にすぎないことによって起り得るのであるが、そうしたことは競争の研究が明らかにし得ることではない。競争に関する研究は、ただ物価騰貴の波及する過程を明らかにするにすぎない。そこで紙幣流通下における特殊な物価騰貴現象を明らかにする場合も、競争の外觀は捨象して、競争の背後で特殊的に商品価格を規制している法則それ自身の発見がなされなければならない。そしてこの法則もまた、競争の中にのみ成立し得るのである。マルクスが『資本論』『経済学批判』において明らかにしようとしたのも、こうした紙幣の排他的流通下で起る特殊な物価騰貴の本質、物価騰貴が起る原因についてであり、いかような過程を経てその本質が現象していくかではない、

それゆえ、マルクスが紙幣の過剰流入による物価騰貴を一律的な物価騰貴として明らかにしているからといって、そのことはマルクスが現実の具体的な物価騰貴が一律に起ると考えていたことを何ら意味しない。彼はただ平均法則を明らかにしようとしたにすぎない。

こうした紙幣流通の特殊法則それ自身の研究を私は「紙幣減価論」と呼びたい。これに対して紙幣減価による物価騰貴の過程、およびそれが社会的諸階級に及ぼす影響についての研究は競争の領域に属し、これを私は「インフレーション論」⁽¹⁾と呼びたい。何という名前で呼ぶのかが重要なのではなく、「本質論」の研究領域と、競争論の研究領域とを明確に区別することが重要なのである。紙幣減価論は、インフレーション論の基礎理論である。

富塚氏はマルクス経済学者の「インフレーション理論」について、まず簡単に次のように要約する。「『価格標準としての金の機能における変更』の理解の仕方を中心として……意見の相違はあるが、マルクスが紙幣減価にもとづいて説明した物価上昇をインフレーションであるとし、この物価上昇を、商品・貨幣（金）の価値関係そのものの変化にもとづく物価上昇や、商品の需給関係の逼迫にもとづく物価上昇と峻別しようとする点では、ほとんどすべてのマルクス経済学者の意見は一致している。したがって、マルクスの『紙幣減価一物価上昇』の理論が、マルクス経済学者のインフレーション理論である、すくなくともインフレーション論の基礎をなしているといってよい。」（S.2 傍点 井汲）

「商品・貨幣（金）の価値関係そのものの変化にもとづく物価上昇」を「商品の需給関係にもとづく物価上昇」と峻別し得たのは競争を捨象することによってであり、これ等の物価上昇から紙幣減価にもとづく物価上昇を峻別し得るのもまた競争を捨象することによってである。もし競争を捨象しなければ、すべて「商品の需給関係にもとづく物価上昇」として現象するのである。従ってマルクス経済学者のインフレーション論は、競争の捨象によって紙幣減価論を明らかにし得たことを基礎としてのみ成立し得るのである。マルクスの「紙幣減価一物価上昇」の理論は、インフレーション論の基礎であってそれ自体インフレーション論なのではない。富塚氏は「すくなくとも」という言葉によって

一応、インフレーション論とその基礎理論とを区別しているが、その区別の内容は明確ではないし、何ら重要な意味を持っているわけではない。このように富塚氏はこの区別にさしたる注目をはらわずにマルクス批判を始めるが、この区別を明確にし得るか否かが、マルクスの紙幣減価論を正しく把握し得るか否かの岐路のひとつなのである。

(1) 三宅義夫氏もほぼ同様の見解を示している。すなわち、「紙幣減価論はそのままではけっしてインフレーション論ではない。紙幣減価論は、紙幣が単純な貨幣流通の考察において取上げられるのと同じように、考察のかかる段階において問題にされうる問題であって、いいかえればそのようにして取扱っているものを私としては紙幣減価論と呼んでいる。これにたいしてインフレーション論は、すくなくともそこで取扱われるべき主要な問題は、本来『競争』の領域に属すると考えている。(中略)インフレーション論は紙幣減価論を基礎としてはじめて展開されうるものであって、紙幣減価それ自体を正しく把握していなければ、インフレーション論として取扱われるべき諸問題を正しく解明することができない。」(前掲『貨幣信用論研究』S.80)

2. 紙幣減価と価格の尺度基準（その1）

以下では富塚氏の言うところを、氏の論述を追って検討してみよう。小見出しあは、氏の『紙幣減価論の批判』の中の見出しである。上で検討したのは〔序〕の部分である。

[1] マルクスの紙幣減価論

富塚氏は、マルクスの紙幣減価論を簡単に説明した後で、「このマルクスの説明において、価格標準の名称の変更の論理が決定的な重要性をもっていることは明らかである。この論理こそが、紙幣の過剰流通と物価の上昇とを、しかも全般的で一律的な上昇とを媒介する役割を演じている。」(S.4)と述べている。すでに述べたように、マルクスは決して物価上昇の過程を明らかにしようとしたのではないこと、従って現実の物価上昇の過程が「全般的で一律的な上昇」であるなどとは言おうとしていないことを明確に把握しなければならない。ついで、価格の「単位が変更されれば商品の価格……が自動的に変わると考えるのは論理的必然である。」(同)と断言しているが、「商品の価格が自動的に変わる」というのはおそらく、上の、商品価格の「全般的で一律的な上昇」

が単なる数学的対応関係として起るという意味であろうが、そうであれば単位（価格の尺度基準）の変更のされ方を理解していないのである。金属流通下における、先行する事実上の切下げの追認ではない価格の尺度基準の法的切下げであれば確かに富塚氏のいわれるような論理的必然性があろうが、紙幣の過剰流入の結果としての価格の尺度基準の事実上の切り下げでは、一連の過程を経ながら平均的結果としては商品価格の全般的上昇が起き、価格の尺度基準の事実上の切り下げが起きるのである。⁽¹⁾ マルクスが原因と結果についてしか述べなかったからといって、彼がその間に一連の過程がある事を否定したことにはならない。マルクスの紙幣減価論の中には、富塚氏のいわれるような「論理的必然」はない。マルクスは、ただ競争を捨象したのである。

つづいて氏は次のように指摘する。「紙幣の過剰流通が価格の標準の名づけかたの変更をもたらすという以上の説明の中で、マルクスはこの種の変更を『間接』の変更とよび、それを、鑄貨の金位（金純分）の『変動』によって生ずる直接の変更と対比し、そのような名づけかたの変更は『どちらでもさしつかえない』と述べている。」(S.5) これは『経済学批判』S. 99に述べられていることであるが、氏としてはおそらく「どちらでもさしつかえない」ことが重要なのであろう。しかし、「どちらも同じこと」であるのは「ポンド」という名称はいまやいままでの15分の1の金量を示したのであるから、すべての商品価格は15倍に騰貴⁽²⁾するという結果をもたらすことに対してであって、何から何まですべて「どちらでも同じ」ではないのである。引きつづいて氏は、鑄貨の摩滅に起因する価格の尺度基準の事実上の切り下げと物価騰貴についてのマルクスの説明を引き合いに出しているが、この場合も、「全般的で一律的な」物価上昇が「自動的」に起ったりするのではないのである。ここでもマルクスは競争を捨象しているのである。

(1) ここでは「事実上の価格の尺度基準」と「機能的価格の尺度基準」の違いは重要ではないので考慮に入れていない。

(2) Kr S.99